

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令案参照条文

目次

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	（抄）	1
○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）	（抄）	1
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	（抄）	1
○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百五十七号）	（抄）	6
○ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）	（抄）	6
○ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）	（抄）	7
○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）	（抄）	7
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	（抄）	9
○ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）	（抄）	9
○ 筑波研究学園都市建設法施行令（昭和四十五年政令第二百四十号）	（抄）	9
○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）	（抄）	10
○ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	（抄）	10
○ 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）	（抄）	11
○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）	（抄）	12
○ 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）	（抄）	12
○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）	（抄）	12
（抄）		12
○ 多極分散型国土形成促進法施行令（昭和六十三年政令第九十四号）	（抄）	13
○ 地方拠点都市地域の整備及び産業界業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）	（抄）	13
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）	（抄）	13
○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）	（抄）	14
○ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）	（抄）	15
○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）	（抄）	15

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（地区計画等の区域内において条例で定める制限）

第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。

一 十 一（略）

十一 建築物の特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定地区防災施設をいう。以下この条において同じ。）に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合（以下この条において「特定地区防災施設に係る間口率」という。）の最低限度 十分の七以上十分の九以下の範囲内の数値であること。

十二 十五（略）

2 12

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（法第八条第八号の法令の規定）

第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

一 三（略）

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第百条

五 七（略）

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第二十条の二（略）

2 10（略）

11 法第三十一条の二第二項第十号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一（略）

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が、同条第三項に規定する再開発等促進区内又は同条第四項に規定する開発整備促進区内である場合には当該都市施設又は同条第五項第二号に規定する施設の用に供される土地とし、幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には当該都市計画施設、同条第二項第二号に

規定する沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設の用に供される土地とする。)が確保されていること。

ロ・ハ (略)

12 (略)

13 法第三十一条の第二項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業で、当該事業が法第三十七条第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業(第一号において「認定再開発事業」という。)である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件)の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第三号に規定する地区施設又は同条第五項第二号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設又は同項第三号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設)

三 (略)

14 法第三十一条の第二項第十一号に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区又は区域(同号に規定する既成市街地等内にある地区又は区域を除く。)とする。

一 (略)

二 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画(当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。)の区域

イ (略)

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。)、同

法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(1) 当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定める制限が定められていること。

(i) 当該地区計画の区域について定められた都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画 同条第七項第二号に規定する建築物の容積率の最低限度又は建築物等の高さの最低限度

(ii) 当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画 同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(iii) 当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画 同条第六項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(2) (略)

ハ (略)

15  
25 (略)

(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

第二十五条の四 (略)

2 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件の全てを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第二条第十六号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事(当該事業が都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第十六項及び第十七項において同じ。)が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第三号に規定する地区施設又は同条第五項第二号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設又は同項第三号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設）

三 (略)

3 3 22 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 (略)

2 2 19 (略)

20 法第六十二条の三第四項第十号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとし、同号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が、同条第三項に規定する再開発等促進区内又は同条第四項に規定する開発促進区内である場合には当該都市施設又は同条第五項第二号に規定する施設の用に供される土地とし、幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には当該都市計画施設、同条第二項第二号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設の用に供される土地とする。）が確保されていること。

ロ・ハ (略)

21 (略)

22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第三号に規定する地区施設又は同条第五項第二号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設又は同項第三号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設）

三 (略)

23 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区又は区域（同号に規定する既成市街地等内にある地区又は区域を除く。）とする。

一 (略)

二 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域

イ (略)

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(1) 当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定める制限が定められていること。

(i) 当該地区計画の区域について定められた都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画 同条第七項第二号に規定する建築物の容積率の最低限度又は建築物等の高さの最低限度

(ii) 当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画 同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(iii) 当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画 同条第六項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(2) (略)

ハ (略)

24  
43 (略)

（特定の地区施設等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例）

第四十条の二十四 法第七十一条の十五第一項に規定する政令で定める地区整備計画は、都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画で、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 (略)

二 当該地区整備計画の区域の面積（当該区域内に都市計画道路（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第十一条第一項第一号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下この条において同じ。）、「地区施設道路（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設である道路をいう。次項において同じ。）」又は二号施設道路（同法第五項第二号に規定する施設（次項において「二号施設」という。）である道路をいう。次項において同じ。）がある場合には、これらの道路（当該道路に既存の道路に該当する部分がある場合には、当該該当する部分を除く。）の面積を除く。）のうち法第七十一条の十五第一項に規定する地区計画に係る特定の地区施設等（以下この項及び第四項において「地区計画に係る特定の地区施設等」という。）の面積の合計が占める割合が百分の十以上であること又は当該地区計画に係る特定の地区施設等の面積の合計が千平方メートル以上であること。

三 (略)

2 法第七十一条の十五第一項に規定する地区施設その他の施設で政令で定めるものは、都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設（地区施設道路を除く。）で当該地区施設に係る法第七十一条の十五第一項に規定する地区計画に定める同号に規定する地区整備計画において定める都市計画法第十二条の五第七項第一号に掲げる配置及び規模に適合しているもの並びに二号施設（二号施設道路を除く。）で当該二号施設に係る当該地区計画に定める同法第五項第二号に掲げる配置及び規模に適合しているものとする。

3 5 (略)

○近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）（抄）

（近郊整備区域建設計画等に定めるべき施設）

第三条 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める主要な施設は、通信施設、医療施設、職業訓練施設その他当該近郊整備区又は都市開発区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設とする。

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）

（保全区域整備計画の協議の申出）

第一条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項後段の規定による保全区域整備計画の協議の申出は、申出書に係る市町村長との協議の概要を記載した書面を添えてしなければならない。

（法第四条第三号の政令で定める施設）

第二条 法第四条第三号の政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一 八 (略)

（保全区域整備計画に基づいて行う行為）

第五条 法第八条第四項第一号の政令で定める行為は、第二条第一号に掲げる施設及びこれに類する施設のうち近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設について行う行為とする。

○中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）（抄）

（都市整備区域建設計画等の協議の申出）

第一条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項後段の規定による都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の協議の申出は、申出書に係る市町村長との協議の概要及び中部圏開発整備地方協議会の意見の概要を記載した書面を添えてしなければならない。

（都市整備区域建設計画等に定めるべき施設）

第二条 法第四条第五号又の政令で定める主要な施設は、社会福祉施設、医療施設、職業訓練施設その他当該都市整備区域又は都市開発区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設とする。

第三条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一（八）（略）

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（抄）

（地区施設）

第七条の四 法第十二条の五第二項第三号の政令で定める施設、都市計画法施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場の他の公共空地とする。（再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める施設）

第七条の五 法第十二条の五第五項第二号の政令で定める施設、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。（地区計画の策定に関する基準）

第七条の七 地区計画を都市計画に定めるについて必要な政令定める基準は、次に掲げるものとする。

一 地区施設及び法第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び規模は、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて効果的な配置及び規模の公共設を備えた健全な都市環境を形成し、又は保持するよう、要な位置に適切な規模で定めること。

二（四）（略）

（国の利害に重大な関係がある都市計画）

第十二条 法第十八条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第六条の第二項第二号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項のうち第三号から第五号までに掲げるものに関する都市計画の定の方針に限る。）

二（五）（略）



(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議等を要するもの)  
 第十三条 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	事項
地区計画(一・二) 市街化調整区域内において定めるものを除く。	一・二 (略) 三 再開発等促進区又は開発整備促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの イ 土地利用に関する基本方針 ロ 法第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び規模 四・七 (略)
市街化調整区域内において定める地区計画	(略)
防災街区整備地区計画	(略)
歴史的風致維持向上地区計画	一・二 (略) 三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第二項第四号に規定する地区施設のうち道路(袋路状のものを除く。)で幅員八メートル以上のものの配置及び規模 四 (略)
沿道地区計画	一・二 (略) 三 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設のうち次に掲げるものの配置及び規模 イ・ロ (略)

集落地地区計 画	(略)
	<p>四 沿道再開発等促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 土地利用に関する基本方針</p> <p>ロ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第二号に規定する施設の配置及び規模</p> <p>五・六 (略)</p>

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（地区計画）

第十二条の五（略）

2～4（略）

5 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、当該再開発等促進区又は開発整備促進区に關し必要な次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 土地利用に関する基本方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び地区施設を除く。）の配置及び規模

6～8（略）

○幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（抄）

（沿道地区計画）

第九条（略）

2・3（略）

4 沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、当該沿道再開発等促進区に關し必要な次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 土地利用に関する基本方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び沿道地区施設を除く。）の配置及び規模

5～8（略）

○筑波研究学園都市建設法施行令（昭和四十五年政令第二百四十号）（抄）

別表（第一条関係）

市町名	区	域
つくば市	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稻荷前及び高野台	
茎崎町	牧園、池の台、松の里、西の沢及び若葉	
備考	この表に掲げる区域は、それぞれ平成十一年十月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。	

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）

（先買いに係る土地がその用に供されなければならない事業）

第五条（略）

2 法第九条第一項第四号ハに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一条第一項に規定する同意基本構想において定められた同法第七条第二項第四号に規定する中核的民間施設若しくは同項第五号に規定する中核的施設又は同法第二十六条に規定する同意基本構想において定められた同法第二十三条第二項第四号に規定する中核的民間施設若しくは同項第五号に規定する中核的施設の整備に関する事業
- 二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項に規定する同意基本計画において定められた同法第六条第二項第二号の事業
- 三（略）

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

（先買いに係る土地の管理）

第九条（略）

- 一（三）（略）
- 四 第六条第一項の手續により買い取られた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ・ロ (略)

- 2 ハ イ又はロに掲げるもののほか、都市の健全な発展と秩序ある整備に資するものとして政令で定める事業 (略)

○多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号) (抄)

(振興拠点地域基本構想の作成)

第七条 (略)

- 2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〜三 (略)

四 前項の特色ある機能を集積させる上で中核となる研究施設、交通施設その他の政令で定める施設(以下この節において「中核的施設」という。)であつて民間事業者が設置及び運営をするもの(以下この節において「中核的民間施設」という。)のうち当該重点整備地区において整備されるべきものの種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項

五 当該重点整備地区において整備されるべき中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項

六・七 (略)

3・4 (略)

(振興拠点地域基本構想の実施等)

第十一条 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第八条第一項の規定による同意を得たときは、関係民間事業者の能力を活用しつつ、第七条第一項に規定する開発整備を当該同意を得た振興拠点地域基本構想(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「同意基本構想」という。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 (略)

(業務核都市基本構想の作成)

第二十三条 (略)

- 2 業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〜三 (略)

四 中核的民間施設の種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項

五 中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項

六・七 (略)

3 (略)

(振興拠点地域に関する規定の準用)

第二十六条 第十一条第一項の規定は第二十二條第一項に規定する整備について、第十一条第二項の規定は第二十四條第一項の規定による同意を

得た業務核都市基本構想（前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「同意基本構想」という。）について、第十五条の規定は同意基本構想に定める中核的民間施設について、第十六条の規定は同意基本構想に定める公共施設について、第十七条の規定は同意基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者について、第十八条第一項の規定は同意基本構想に定める中核的施設及び第二十二条第一項に規定する整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものについて、第十八条第二項の規定は同意基本構想を達成するために行う事業について、第二十条の規定は業務核都市及びその周辺の地域について、それぞれ準用する。

○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）

（評価委員の任命）

第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）第四条第六項の評価委員は、必要のつど、国土交通大臣が国土交通省の職員のうちから一人任命し、理事長が次に掲げる者のうちからそれぞれ一人ずつ国土交通大臣の認可を受けて任命する。

- 一 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）の役員
- 二 事業団に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者
- 三 学識経験のある者

2 理事長は、評価に係る財産の出資者中に初めて事業団に出資する地方公共団体があるときは、前項の規定による評価委員のほか、国土交通大臣の認可を受けて、その地方公共団体の長が推薦した者一人（その地方公共団体が二以上あるときは、それらの地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから一人）を評価委員として任命しなければならない。

○幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）（抄）

（法第九条第二項第二号の政令で定める施設）

第四条 法第九条第二項第二号の政令で定める施設は、公園、緑地、広場その他の公共空地（緩衝空地を除く。）又は道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路を除く。以下同じ。）とする。

（法第九条第四項第二号の政令で定める施設）

第五条 法第九条第四項第二号の政令で定める施設は、道路若しくは道又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（抄）

（法第三条第一項に規定する政令で定める事業）

第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 一三（略）

四 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号。以下この号において「多極法」という。）第七条第二項第三号に規定する重点

整備地区において同項第四号に規定する中核的民間施設（財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）を整備する事業で多極法第十一条第一項に規定する同意基本構想に基づいて行われるもの及び多極法第二十二條第三項第三号に規定する業務施設集積地区において同項第四号に規定する中核的民間施設（財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）を整備する事業で多極法第二十六條に規定する同意基本構想に基づいて行われるもの  
五〇十二（略）

○多極分散型国土形成促進法施行令（昭和六十三年政令第九十四号）（抄）  
（振興拠点地域に係る中核的施設）  
第四条 法第七条第二項第四号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。  
一〇十五（略）

○地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄）  
（基本計画）  
第六条（略）

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一（略）

二 拠点地区の区域及び当該区域ごとに実施すべき第二条第二項の事業に関する事項

三〇六

三〇八（略）

（事務の委託の特例）

第八条 都道府県は、第六条第六項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七條の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五條の一部事務組合にあつては、理事会。以下同じ。）又は広域連合の長に管理させ、及び執行させることができる。

2（略）

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）  
（法第三十二條第二項第三号の政令で定める施設）

第八条 法第三十二條第二項第三号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

○景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）

（特定公共施設）

第二条 法第八条第二項第五号口の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

一～九 （略）

（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）

第三条 法第八条第二項第五号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項第一号、第七号及び第十五号（同法第二十二條第三項の許可については、同法第二十条第三項第一号及び第七号）に掲げる行為とする。

（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）

第四条 法第八条第三項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

一～七 （略）

（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第五条 法第八条第三項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）

第六条 法第八条第八項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一～十六 （略）

（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第三項第二号の制限で景観計画に定められたものすべてが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

（条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準）

第二十二条 法第七十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 景観地区開発行為等制限条例には、次に掲げる行為についての第二号並びに前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ～ハ （略）

ニ 景観計画に法第八条第二項第五号ロに掲げる事項（当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものとして認められる制限に関する事項に限る。）が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

ホ 法第八条第二項第五号ハ(1)から(6)までの許可（景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のもの

のと認められる制限に関する事項がその基準として定められているものに限る。)に係る行為  
へしち (略)

○独立行政法人住宅金融支援機構法施行令(平成十九年政令第三十号)(抄)

(災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合)

第一条 独立行政法人住宅金融支援機構法(以下「法」という。)第二条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十四条第四項の規定により住宅部分を有する家屋の除却に関する事項が記載された関連事業計画の内容が公表された場合

三・四 (略)

(災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合)

第二条 法第二条第五項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 地すべり等防止法第二十四条第四項の規定により住宅部分を有する家屋の移転に関する事項が記載された関連事業計画の内容が公表された場合

三・四 (略)

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令(平成二十年政令第三百三十七号)(抄)

(地区施設)

第九条 法第三十一条第二項第四号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。